

▶ 事業用資金には… ⑧ 商工業振興資金

区 分	通 常 資 金		特 別 小 口 資 金			
融 資 対 象	常時使用する従業員が50人以下(商業・サービス業は30人以下)の会社・個人・企業組合		常時使用する従業員が5人以下(商業・サービス業は2人以下)の会社・個人・企業組合			
資 金 使 途	事業上の設備資金または運転資金					
融 資 限 度 額	2,000万円		500万円			
期 間 ・ 利 率	運 転 資 金	3年以内	年2.2%	運 転 資 金	3年以内	年2.1%
		5年以内	年2.4%			
	設 備 資 金	3年以内	年2.2%	設 備 資 金	5年以内	年2.3%
		5年以内	年2.4%			
		7年以内	年2.6%			
返 済 方 法	原則として4カ月据置後分割					
連 帯 保 証 人	個人……1人以上 会社……2人以上 企業組合……理事全員		<p>《小口無担保無保証人融資制度》</p> <p>次のすべての要件に該当する人は、無担保無保証人扱いとすることができます。</p> <p>(1)従業員が5人以下(商業・サービス業2人以下)のもの</p> <p>(2)県内で1年以上同一事業を営んでいること</p> <p>(3)所得税・事業税または市県民税の所得割のいずれかを保証申込日前1年間完納していること</p> <p>(4)有担保・有保証人扱いの保証残高がないこと</p> <p>(5)運転・設備資金で500万円以内(無担保無保証人による保証残高を含む)のもの</p>			
担 保	原則として要する (条件により無担保扱いもできる)					
信 用 保 証 そ の 他	所定の利息の外に下記の保証料が必要です ○保証料率 50万円まで 年0.4% 50万円を超え200万円まで 年0.5% 200万円を超え500万円まで 年0.6% 500万円を超えるもの 年0.7%					

⑨設備近代合理化・⑩事業独立開業・⑪共同組合事業

区 分	設 備 近 代 合 理 化 資 金		事 業 独 立 開 業 資 金	共 同 組 合 事 業 資 金	
融 資 対 象	企業の近代合理化のため設備・公害防除施設等を行おうとする会社・個人。 製造業は、従業員300人以下で資本金1億円以下。 卸売業は、従業員100人以下で資本金3千万円以下。 小売・サービス業は従業員50人以下で資本金1千万円以下		市内に1年以上住み、同一事業所または同一業種に継続して3年以上雇用されている25歳以上の人で、市内で同一業種の事業を独立開業しようとする人	市内の中・小商工業者の共同組織である組合等	
融 資 限 度 額	通常資金 5,000万円	公害防除資金 3,500万円	設備資金 500万円	設備資金 7,000万円	運転資金 4,000万円
期 間 ・ 利 率	5年以内 年2.8% 7年以内 年3.0%	5年以内 年2.4%	5年以内 年2.5%	5年以内 年2.2%	3年以内 年2.2%
返 済 方 法	6カ月据置後分割		4カ月据置後分割	12カ月据置後分割	
連 帯 保 証 人	個人 市内居住1人以上 会社 市内居住2人以上		市内居住1人以上	正副理事長を含め 3人以上	
担 保	原則として要する				
そ の 他	設備資金は自己資金が2割以上あること(公害防除資金は1割以上)				